

思い出ベンチ事業

東京都建設局公園緑地部
 受賞機関 東京都建設局東部公園緑地事務所
 東京都建設局西部公園緑地事務所

思い出のある公園づくり

都市公園は、誰もが一度は利用したことのある身近な公共施設である。しかし、昨今の財政状況から施設改修もままならず、ベンチなどの公園施設は、急速に老朽化が進んでいる状況である。

この現状を打開し、「思い出を作ってもらえるような魅力ある施設に戻したい」「公園を楽しんでもっと利用してほしい」という思いから、公園施設の寄付を受け、公園施設を整備する新しい公園づくりの一手法として「思い出ベンチ事業」を考えた。

思い出ベンチの目標と概要

公園施設の改修に当たって今までのように、予算を獲得して整備・管理を行う手法では今後の公園を良好に維持管理することは難しい。そこで、民間活力を導入し・規制緩和を行うことにより、

(1) 公園施設のリニューアル

・ベンチを中心にした新たな、思い出の空間を創出するとともに、公園施設のリニューアルを図る。

(2) 公園ファンの拡大（さらなる公園の利用増進）

・寄付者は、思い出とともに寄付したベンチを訪れることにより新たな思い出づくり。
 ・公園を訪れた人たちは、メッセージに興味を持ち、公園内を楽しみながら散策する。

を2大目標に、仕組みづくりを実施した。

また、事業のネーミングには、誰もが親しみやすい公園となるようまた、夢があり聞いただけでわかりやすく、誰からでも親しみやすい名称を考え、「思い出ベンチ」とした。

(3) 寄付の手法

お金を寄付してもらおうのではなく、ベンチ本体を寄付してもらおうこととし、背板に真鍮製のプレート（150×55mm）をはめ込み、寄贈者名とメッセージを記入できるようにした。

(4) 民との共同事業

思い出ベンチ事業は、「規制緩和行動計画」と「民間との共同事業推進計画」に基づき実施し、官と民が共同し、それぞれの強みを生かし事業を実施した。

(5) ベンチの仕様

現場事務所からのヒアリングにより、長さ1600mmの背付きベンチで脚部は鋳鉄製、座面及び背板には、東京都の林業の活性化を常に念頭に置き事業を進めているため、東京都多摩産材を採用した。木材の供給元は、東京都森林組合の協力を得た。



(6) 商標権・意匠権の登録

東京都が実施する思い出ベンチ事業の悪用防止及び知的財産管理、事業の質を低下させないためのブランド管理をするため、商標権及び意匠権を出願し以下のとおり登録された。

意匠権平成16年10月22日付け（登録第1224390号）

商標権平成16年12月3日付け（登録第4822990号）

2年間の事業をおえて

事業は、平成15年度の開始直後から全国的に寄付が集まり2年間で募集数300基に対し、331基の応募がありこのすべてを受け入れた。

この結果、都立都市公園に設置されている12,000基に上るベンチの2%（約75百万円、設置費含む）がリニューアルされた。

これは、公共施設に思い出を残せるという新たな取り組みが、広く利用者に受け入れられた結果だと考えられる。

設置されたベンチは、今までの「座る」という利用だけでなく、寄付者の「思い出」を散策しながら楽しむという新たな利用方法が生まれ、公園の活性化に寄与しているとともに、都立公園のよいPRともなった。

もっと楽しい公園に向けて

長引く不景気による財政難が続き、今後も公園整備及び維持管理における予算は非常に厳しい状況が続くことが予想される。

しかし、予算がないから何もできないではなく、公園を愛し利用していただいている人がいる限り、さまざまな工夫を凝らして整備や管理を行っていくことが、公園事業に携わる者の責務である。

今後とも利用者の皆様が、公園に行きたくなる「魅力ある公園」を整備・管理していけるような事業を実施していきたい。